



土浦市監査委員告示第14号

令和5年7月14日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定  
に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別添のとおり公表  
する。

令和5年9月5日

土浦市監査委員

藤田 雪 絵

土浦市監査委員

寺内 充



## 住民監査請求監査結果

### 第1 住民監査請求の内容

#### 1 請求人

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

#### 2 措置請求書の提出

令和5年7月14日に請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく土浦市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が提出され、同月18日これを收受した。

#### 3 本件請求の要旨

請求人から提出された措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）の要旨は、次のとおりであると理解した。なお、後述の補正の結果を踏まえ、記載する。

(1) 本件請求の対象 土浦市長及び市民生活部市民活動課長佐野善則

##### (2) 対象の会計行為

令和4年11月10日付で土浦市地区長連合会補助金交付要項（以下「本件要項」という。）に基づき、土浦市地区長連合会（以下「地区長連合会」という。）に真鍋ブロック地区長会（以下「本件ブロック会」という。）が実施したブロック会調査研修事業（以下「調査研修事業」という。）に係る補助金について、当初に交付決定した補助金額105,000円を支出したこと。

##### (3) 対象行為の不当性

本件ブロック会がいわき震災伝承みらい館を視察地として実施した研修会（以下「本件研修会」という。）について、当初に交付決定された補助金額105,000円を支出したことが次の理由により不当である。

① 本件研修会の参加者は、19人であるが、土浦市地区長設置規則に基づき市長が委嘱した本件ブロック会の地区長の総数は15人であり、地区長以外の参加者が4人含まれているにもかかわらず、当該地区長以外の参加者4人分の補助金が支出されていること。

- ② 請求人が情報公開により本件研修会の参加者の名簿（別途情報公開により参加者全てが黒塗りされた名簿が公開されている。）に記載された本件ブロック会の代表者の氏名の公開を求めたところ、情報の不存在として情報非公開決定を受けており、地区長である代表者が参加していないにもかかわらず、当該地区長分の補助金が支出されていること。

#### （４）発生する損害の内容

本件研修会の参加者 19 人中 5 人は、本件ブロック会が実施した調査研修事業に係る補助金（以下「本件補助金」という。）の交付対象とならないことから、地区長連合会に交付した補助金 105,000 円のうち、19 分の 5 に相当する 27,632 円が不適切な補助金の交付であり、その額が損害となる。

#### （５）措置請求内容

市長は、補助金額確定の措置を取り消し、補助金交付の要件に該当しない 5 人分、27,632 円を地区長連合会に返却を求めるべきである。

### 4 事実を証する書面（事実証明書）

措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。（いずれも写しである。）

- （１）資料 1 土浦市地区長連合会補助金交付決定通知書（令和 4 年 7 月 15 日、土浦市活発第 256 号）
- （２）資料 2 令和 4 年度土浦市地区長連合会補助金実績報告書の受理及び額の確定について（真鍋ブロック会調査研修事業）（伺い）の抜粋
- （３）資料 3 土浦市地区長連合会実績報告書（令和 4 年 10 月 26 日）の抜粋
- （４）資料 4 情報非公開決定通知書（令和 5 年 6 月 12 日、土浦市活発第 113 号）

### 5 本件請求の要旨の通知

法第 242 条第 3 項の規定により令和 5 年 7 月 18 日付けで本件請求の要旨を市議会及び市長に通知した。

## 第 2 要件審査

本件請求は、令和 4 年 11 月 10 日付で本件要項に基づき、地区長連合会に交付した本件補助金について、当初に交付決定した補助金額 105,000 円を支出したことが不当であり、その一部の返還を求めるものであることから、公金の支出を対象行為とする請求であると判断し、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件の審査を行い、当該要件を満たしていることを確認した。

### 第3 本件請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていることから、令和5年7月18日に本件請求を正式に受理することを決定し、同月19日付けで請求人にその旨を通知した。

### 第4 監査の実施

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、令和5年7月19日付けで請求人にその旨を通知した。

請求人からこれらを希望する旨の回答があったことから、令和5年7月27日にその機会を設けた。

##### (1) 新たな証拠の提出

請求人から意見陳述の日、当日に「新たな証拠の提出について」と題して次の書面の提出があった。

- ア 資料5 席上配布された資料
- イ 資料6 土浦市地区長連合会会則抜粋
- ウ 資料7 01連合会実績報告集計資料
- エ 資料8 地区長名簿抜粋

##### (2) 陳述の要旨

請求人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 関係人は根拠を示せないまま、補助事業の色々な問題について、根拠の無い思い込み発言を繰り返しており、地区長連合会の補助事業に対する関係人の考えを正したい。
- イ 「地区長連合会事業（補助金の範囲）」と題する資料では、補助金の対象として扱われる地区長連合会の事業、これが補助金を受けて行う連合会事業として捉えると書かれているが、これは正しくなく、本市の地区長設置規則には地区長は、市長が直接委嘱し、対価として報償費を支給することが明記され、市長に直結する役職で、職務に当たっては、地区長は、徽章を必ずはい用して仕事をし、地域住民の要望事項を取りまとめて、直接市長に上げるというものであり、地区長連合会という外部の組織、その下部組織であるブロック会が、要望の取りまとめが地区長としての事業である訳がなく、市長から

報償費として全体で2,400万円を超える額が直接各地区長に支払われ、地区長連合会を経由することはなく、地区長は報償費を基として自身の職務を遂行するものであって、補助金で連合会事業としてやるものではない。

ウ 「地域課題を検討し解決する事業」として、「調査研修事業」とあるが、地区長連合会の会則では、地域課題に関する調査研究を行うこととしており、地域課題を検討して解決するという事まで、会則にはないにもかかわらず、なぜ市長は、「地域課題を検討し、解決する」等と持ち上げるのか。

エ 令和元年の土浦市地区長連合会が実績報告として公式に市長に上げた文書から集計したのによれば、1から11それぞれのブロックが書いてあるが、これを一見して分かるように、行先は、物見遊山一色で、令和2年度の住民監査請求では、上大津ブロック会が催行した調査研修事業があり、行き先が太子・袋田の滝であり、研修先には研修の意味が認められないとして、監査委員から指摘があり、補助金全額を返金した。

オ 令和3年度には6月に早々と補助金を満額、概算払い受けておきながら、11もあるブロックの全てで、事もあろうに全ての補助、補助事業を理由なく完全に放棄し、全く一切行ってなく、地区長連合会はこのことについて、公式に弁明したり、反省したりするふうは全くなく、市長もそれじゃ駄目じゃないかと、以後はもっと検討しなさいとか、その補助金とか予算とか、そういったものを見直させてもらいますよ、というのは一切なかった。

カ 実際にどのような実績があったのか、一体これまでどのような問題解決をやったのか、解決した事例を教えてくださいと情報公開請求をしても情報は公開されず、公開できるような地域課題解決の事業なんてのは一つもないんじゃないかと疑わざるを得ない。

キ 地区長連合会が申請した補助事業とは、本件ブロック会に所属する地区長15名が、いわき市の防災関連施設の調査研修に参加するというもので、市長は申請を認め、定額どおり105,000円を補助金額として交付している。

ク 補助金の額は、補助事業の内容に関わらず、地区長の数掛ける7,000円と、あらかじめ按分されるという。

ケ 全部塗りつぶした資料、これは本件ブロック会視察研修参加者とあり、数えると全部で19あるが、令和4年度の地区長の名簿によれば、本件ブロック会に属する地区長は15人しかいない、その15名を研修させるという趣旨で申請を上げ、それを認めたのに、実際蓋を開けてみたら19名が参加したとそういう実績報告で、19引く15、4名は本件ブロック会の地区長ではないということ。

コ 本件ブロック会の代表地区長が参加したかと確認のための情報公開請求を行ったところ、本件請求に係る公文書を保有していないとして公開されず、提出された実績報告書の参加者名簿に代表地区長1名の記載がもともとなかったということになり、5人の人は、本件ブロック会地区長以外の人であった。

サ 本件調査研修参加者19名のうち5名は補助金の対象ではなく、交付した補助金10

5,000円のうち、19分の5を掛けると27,632円が不適切な補助金の交付に当たり、市長には補助金額確定の措置を取り消し、この部分を地区長連合会に返却を求めるべきである。

シ 本件ブロック会の代表地区長の名前はどうか、当該代表地区長が参加したかと情報公開請求し、関係人からの説明でブロック会の代表の地区長名は慣行により公開するとされ、ここに地区長15人が参加してるのであれば、そのうちに必ず1人代表の地区長が入り、慣行により、必ず公表されるべきであり、それさえも公表されないってことは、もともと参加してなかったんじゃないかと考えざるを得ない。

ス 補助金全額で105,000円のうちの19分の5については、これは不適切な補助金の交付に当たり、補助金を返還するように地区長連合会に申し入れるべきである。

### (3) 意見陳述の際の補正

意見陳述終了後に監査委員が措置請求書の記載内容のうち、1ページの下から3行目「105,000万円」は「105,000円」であることを確認し、補正を行った。

## 2 監査の対象事項

措置請求書の記載内容から監査の対象事項を次のように判断した。

当初に交付決定した補助金額105,000円を支出したことが不当であるか。

## 3 監査対象機関 市民生活部市民活動課

## 4 関係書類の提出及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により監査対象機関に対し関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、及び関係人に意見を聴くための調査を実施した。

その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 調査日時 令和5年7月27日 午後3時から

(2) 関係人 市民生活部市民活動課長、市民協働室長及び係員

(3) 監査委員が提出を求めた資料

- 提出資料1 令和4年度土浦市地区長連合会補助金交付申請書の提出について（真鍋ブロック会調査研修事業）（伺い）【地区長連合会起案】
- 提出資料2 令和4年度土浦市地区長連合会補助金の交付決定について（真鍋ブロック会調査研修事業）（伺い）【市起案】
- 提出資料3 令和4年度地区長連合会補助事業実績報告書の提出について（真鍋ブロック会調査研修事業）【地区長連合会起案】
- 提出資料4 令和4年度土浦市地区長連合会補助金実績報告書の受理及び額の確定について（真鍋ブロック会調査研修事業）（伺い）【市起案】

(4) 令和5年7月27日に関係人から提出された書類

- 提出資料5 令和4年度地区長名簿（真鍋ブロック抜粋）
- 提出資料6 土浦市地区長連合会ブロック会調査研修事業実績報告書（令和4年10月14日付）
- 提出資料7 真鍋ブロック会視察研修参加者

(5) 聴取内容の要旨

関係人である市職員から聴取した内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 地区長連合会は、町内自治の確立を期するため、その運営改善に関し研究協議し、市民福祉の増進に努めることを目的の一つとし、土浦市地区長連合会補助金は、団体の目的達成に必要な事業に要する費用として交付され、地区長連合会が行う会議等の運営事業と市内の11ブロックが防災や福祉等様々な地域の課題解決を目的に自主的に視察等を実施する調査研修事業を対象としている。
- イ 本件補助金は、監査委員からの補助金交付の目的や対象等が明確ではないとの意見を踏まえ、視察を目的とした調査研修事業では、主な補助対象経費を土浦から視察先までの移動に係る旅費とし、その上限は地区長一人当たり7,000円とした。
- ウ 移動手段について制限はなく、旅費の算出の根拠を明確にするため、貸し切りバス等で移動した場合であっても、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の旅費をインターネットの路線図情報によって計算し、領収書に代えて、視察研修先での集合写真によって、現地へ行ったことを確認するもので、具体的には土浦駅から視察先までの電車や路線バス等の公共交通機関を使用した経路を計算し、往復で7,000円以上の旅費がかかった時には、一人当たり7,000円を補助の上限の金額として算出する。
- エ 調査研修事業の実施に当たり、地区の役員等がバスに同乗して参加しても、補助金額の算出については、参加した地区長の人数を基本とし、地区長以外の参加についてはブ

ロック会の自主性に委ねる。

オ 本件要項に基づき交付決定した105,000円について、本件ブロック会の地区長の総数が15名であり、調査研修事業の参加者19名中4名は、地区長という参加要件を満たしておらず、本件ブロック会の代表者である地区長も参加していないことから、併せて5名分の27,632円を地区長連合会に返却を求めるべきとの請求人の主張を否認する。

カ 本件ブロック会の調査研修事業は、当初15名の地区長の参加を予定し、7,000円×15名分で合計105,000円の補助金交付申請があり、参加者名簿を確認の上、同額を交付決定し、その後、補助金実績報告書が提出され、内容を審査し、当該事業には4名が追加され、19名が参加していたが、参加者名簿と令和4年度地区長名簿と照合した結果、本件ブロック会の15地区の地区長が参加していることを確認し、報告の際に窓口において、現地で撮影された集合写真を確認し、最終的に19名が参加した本件ブロック会の調査研修事業は、15名分の旅費を補助対象として算出し、合計105,000円の補助金額を確定した。

キ 請求人が情報公開請求を行い、本件ブロック会の視察研修参加者中、会の代表者の氏名が公表されなかったことを根拠として、本件ブロック会の代表者である地区長が参加していないと主張していることについて、請求人は、本件とは別年度の本件ブロック会の調査研修事業に関し、申請書等の情報公開請求を行い、本市では参加者氏名を非公開としたことで、その取消しを求める審査請求書が提出され、これを受けて、土浦市情報公開・個人情報保護審議会が開催され、令和4年8月2日付けの答申の中で「参加した者が地区長であることの一事を持って、公務員が公務として参加した場合と同様に情報公開の対象とすべきものということとはできないとし、参加を形式的にも実質的にも義務付けられていないのみならず、各ブロック会における参加は、各参加者個人の任意の判断に委ねられるものであることから、参加者の氏名を非公開とした決定が違法または不当と言うことは出来ない」と示され、当該研修に係る参加者名簿については、役職に関わらず氏名を非公開としたところであり、慣行として公開の対象となり得る会の代表者として氏名が記載された文書は保有していないとした。

ク 請求人に対して、令和5年1月4日に公開した本件ブロック会の調査研修事業の実績報告書の一部として、本件ブロック会から地区長連合会の会長に提出された実績報告書では、会の代表者として氏名が記載されていることからブロック会長名を公開し、本件ブロック会の視察研修参加者としては、地区長やブロック長といった役職名に関わらず、あくまで、一個人としての任意の判断で参加したものであるため、研修への出欠自体が、保護されるべき個人情報となることから、個人を特定出来ないよう氏名を非公開とし、会の代表者として、氏名の記載が必要な部分は無いため、請求された内容に関する文書は不存在とし、文書の不存在を理由として、本件ブロック会の代表者である地区長が参加していないという請求人の主張を否認する。



ケ 監査委員から報告を受けた窓口はどこか、写真で地区長が参加していることを確認したか及び地区長の顔は把握してるか問われ、本庁舎2階の市民活動課19番窓口で、本件ブロック会の地区長15人が参加していることを写真で確認したと回答した。

コ 監査委員から過去の個人情報保護審議会で地区長の名前を公表しないとされ、今回もそれを引用し、公開しないこととしたのか問われ、この審議会の結果に基づいたものであると回答した。

サ 監査委員からその時の審議会の内容は、地区長の名前を出さなければいけないような内容だったのか問われ、名前は公表する必要がないとされたものだったと回答した。

シ 監査委員からその辺がどういう状況だったか分からないが審議会の意見を基に判断したのか問われ、後日、この審議会の議事録を提出すると回答した。

調査に立会った請求人から聴取した内容は、おおむね次のとおりである。

私の手元に令和4年11月10日、令和4年度の土浦市地区長連合会補助金実績報告書の受理及び額の確定についてという稟議文書があり、「補助金の審査概要について」という資料に補助対象経費として、研修参加者19名の旅費相当分を認めたと書いてあり、先ほどの15名について云々という、何か矛盾を感じる。

#### (4) 令和5年8月1日に監査対象機関から提出された書類

提出資料8 土浦市情報公開・個人情報保護審議会 答申（令和4年8月2日付）

提出資料9 住民監査請求意見聴取に係る発言の訂正及び監査請求人の発言に対する意見書の提出について

提出資料9の概要は次のとおり

##### ア 意見聴取に係る発言の訂正

「主な補助対象経費として、土浦から視察先までの移動に係る旅費を対象とし、旅費の上限は地区長一人当たり7,000円としている」を「主な補助対象経費として、土浦から視察先までの移動に係る旅費を対象とし、旅費の上限は参加者一人当たり7,000円としている」に訂正する。

旅費について「補助金額の算出については、参加した地区長の人数を基本としている」を「補助金額の算出については、参加した人数を基本としている」に訂正する。

##### 【訂正理由】

調査研修事業では、住民自治及び市民福祉の向上を達成するため、ブロック会の

裁量によりブロック内の地区役員等、地区長でないものが研修会へ参加することを認めており、参加者は地区長に限定しておらず、令和4年2月7日の関係人聴取及び令和4年9月7日の関係人聴取後に提出した土市活発第288号「住民監査請求における監査委員への回答について」でも発言している。

地区長連合会では、各ブロック会の規模に応じて公平に補助金を分配するため、地区長一人当たり7,000円という計算式を用いて、各ブロック会に按分しており、その計算式を混同して発言してしまったため。

イ 関係人聴取後に監査請求人が「補助金額確定の審査概要で参加者19名の旅費相当分となっていることと地区長の人数に齟齬がある」という趣旨の発言をしたことに対する意見

令和4年度の本件ブロック会の調査研修事業の補助金額確定に係る審査概要書類の中で、補助対象経費の欄に「研修参加者19名の旅費相当分105,000円(＝補助申請額)」と交通費の内訳を記載したが、本来であれば、補助対象経費が交通費9,660円掛ける19名の合計183,540円、補助金額の上限が一人当たりの旅費の上限7,000円掛ける19名の合計133,000円であり、実績額の105,000円はその範囲内であることから審査は適性であると判断したと記載すべきだった。

審査概要で参加者19名を補助対象としているのは、参加者を地区長に限定しておらず、本件補助金は地区長個人に補助するものではなく、地区長連合会が、各ブロック会の行う地域課題を検討し解決する事業に対して必要な経費を補助するものであるため、参加人数に応じて補助対象経費を算定しているわけではないからであるが、補助対象経費のうち視察研修に係る旅費については、参加人数に応じた算定をしており、参加者一人当たり7,000円を上限としている。

地区長連合会から提出された実績報告書で補助実績額が105,000円となっていることについて、市では旅費の補助対象となる参加者人数を制限していないが、地区長連合会では補助金を各ブロックへ公平に分配するために、7,000円掛ける地区長の人数をブロックごとの上限として按分しているため、当該事業について、実績額を7,000円掛ける15名の合計105,000円として、実績報告書が提出された。

地区長連合会補助金について、市民活動課では、調査研修事業の対象者を地区長に限定しないということを継続して主張してきたが、本件要項では「7,000円×地区長の人数」しか明示されておらず、住民監査請求でも指摘を受けてきたことを踏まえ、令和5年4月に本件要項を改正し、対象者や補助対象経費を明示した。

## 第6 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事実は、以下のとおりである。

### 1 土浦市の補助金等の交付の原則

土浦市では、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的として土浦市補助金等交付規則を制定し、補助金等の交付の申請、決定その他の手続等に関する基本的事項を定め、市長の責務として、当該規則第3条第1項では「補助金等が法令等及び予算の定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされ、同条第2項では「補助事業等の効果及び公益上の必要性を検討し、真に必要なものについてのみ予算に計上する」とされている。

また、補助金の交付に当たっては、本件要項で、補助の目的、補助対象者、補助事業、補助率等を具体的に定め、公益上の必要性の判断基準を明らかにしている。

### 2 地区長連合会について

地区長は、市と住民との行政連絡を緊密にし、住民福祉の増進と市政の円滑な運営に資するため、土浦市地区長設置規則により設置され、職務として、市との連絡調整、市民の要望事項の取りまとめ等を行うこととされている。

市内全地区の地区長で構成されるのが地区長連合会であり、地区長連合会に各ブロック会が置かれている。

### 3 本件補助金の算定方法について

令和4年度の本件要項の記載によれば、本件補助金の算定方法は、7,000円×地区長の人数とされている。

### 4 本件補助金の金額の算出について

請求人が補助金の額は、補助事業の内容に関わらず、地区長の数掛ける7,000円と、あらかじめ按分されるという主張していることに対して、監査対象機関は、関係人調査で次のように主張している。

- (1) 本件補助金は、監査委員からの補助金交付の目的や対象等が明確ではないとの意見を踏まえ、視察を目的とした調査研修事業では、主な補助対象経費を土浦から視察先までの移動に係る旅費とし、その上限は地区長一人当たり7,000円とした。
- (2) 移動手段について制限はなく、旅費の算出の根拠を明確にするため、貸し切りバス等で移動した場合であっても、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の旅費をインターネットの路線図情報によって計算し、領収書に代えて、視察研修先での集合写真によって、現地へ行ったことを確認するもので、具体的には土浦駅から視察先までの電車

や路線バス等の公共交通機関を使用した経路を計算し、往復で7,000円以上の旅費がかかった時には、一人当たり7,000円を補助の上限の金額として算出する。

- (3) 調査研修事業の実施に当たり、地区の役員等がバスに同乗して参加しても、補助金額の算出については、参加した地区長の人数を基本とし、地区長以外の参加についてはブロック会の自主性に委ねる。

その後、令和5年8月1日に提出した提出資料9で「地区長一人当たり7,000円」を「参加者一人当たり7,000円」に、「参加した地区長の人数」を「参加した人数」に訂正している。

以下、訂正された部分を引用する場合は訂正後の内容とする。

## 5 本件補助金の補助対象について

請求人が、全部塗りつぶした資料、これは本件ブロック会視察研修参加者とあり、数えると全部で19あるが、令和4年度の地区長の名簿によれば、本件ブロック会に属する地区長は15人しかいない、その15名を研修させるという趣旨で申請を上げ、それを認めたのに、実際蓋を開けてみたら19名が参加したとそういう実績報告で、19引く15、4名は本件ブロック会の地区長ではないと主張していることに対して監査対象機関は、調査研修事業の実施に当たり、地区の役員等がバスに同乗して参加しても、補助金額の算出については、参加した人数を基本とし、地区長以外の参加についてはブロック会の自主性に委ねるとし、本件ブロック会の調査研修事業は、当初15名の地区長の参加を予定し、7,000円×15名分で合計105,000円の補助金交付申請があり、参加者名簿を確認の上、同額を交付決定し、その後、補助金実績報告書が提出され、内容を審査し、当該事業には4名が追加され、19名が参加していたが、参加者名簿と令和4年度地区長名簿と照合した結果、本件ブロック会の15地区の地区長が参加していることを確認し、報告の際に窓口において、現地で撮影された集合写真を確認し、最終的に19名が参加した本件ブロック会の調査研修事業は、15名分の旅費を補助対象として算出し、合計105,000円の補助金額を確定した。

## 6 本件ブロック会の代表地区長が研修に参加したかについて

請求人が本件ブロック会の代表地区長が参加したかと確認のための情報公開請求を行ったところ、本件請求に係る公文書を保有していないとして公開されず、提出された実績報告書の参加者名簿に代表地区長1名の記載がもともとなかったということになり、5人の人は、本件ブロック会地区長以外の人であったと主張していることに対し、監査対象機関は、請求人に対して、令和5年1月4日に公開した本件ブロック会の調査研修事業の実績報告書の一部として、本件ブロック会から地区長連合会の会長に提出された実績報告書では、会の代表者として氏名が記載されていることからブロック会長名を公開し、本件ブロック会の視察研修参加者としては、地区長やブロック長といった役職名に関わらず、あくまで、一個人とし

ての任意の判断で参加したものであるため、研修への出欠自体が保護されるべき個人情報となることから、個人を特定出来ないよう氏名を非公開とし、会の代表者として、氏名の記載が必要な部分はないため、請求された内容に関する文書は不存在としたことをもって、本件ブロック会の代表者である地区長が参加していないという請求人の主張を否認すると主張している。

## 7 補助金の審査概要について

請求人が「補助金の審査概要について」という資料に補助対象経費として、研修参加者19名の旅費相当分を認めたと書いてあり、先ほどの15名について云々という、何か矛盾を感じると主張していることに対し、監査対象機関は、令和5年8月1日に提出した提出資料9で次のように主張している。

- (1) 令和4年度の本件ブロック会の調査研修事業の補助金額確定に係る審査概要書類の中で、補助対象経費の欄に「研修参加者19名の旅費相当分105,000円(=補助申請額)」と交通費の内訳を記載したが、本来であれば、補助対象経費が交通費9,660円掛ける19名の合計183,540円、補助金額の上限が一人当たりの旅費の上限7,000円掛ける19名の合計133,000円であり、実績額の105,000円はその範囲内であることから審査は適性であると判断したと記載すべきだった。
- (2) 審査概要で参加者19名を補助対象としているのは、参加者を地区長に限定しておらず、本件補助金は地区長個人に補助するものではなく、地区長連合会が、各ブロック会の行う地域課題を検討し解決する事業に対して必要な経費を補助するものであるため、参加人数に応じて補助対象経費を算定しているわけではないからであるが、補助対象経費のうち視察研修に係る旅費については、参加人数に応じた算定をしており、参加者一人当たり7,000円を上限としている。
- (3) 地区長連合会から提出された実績報告書で補助実績額が105,000円となっていることについて、市では旅費の補助対象となる参加者人数を制限していないが、地区長連合会では補助金を各ブロックへ公平に分配するために、7,000円掛ける地区長の人数をブロックごとの上限として按分しているため、当該事業について、実績額を7,000円掛ける15名の合計105,000円として、実績報告書が提出された。

## 第7 判断

措置請求書、請求人の陳述、監査対象機関等への説明聴取及び関係書類等の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

### 1 監査の対象事項についての判断

監査対象事項の「当初に交付決定した補助金額105,000円を支出したことが不当で

あるか」については、両者の主張から「地区長以外の参加者4人分の補助金が支出されていることが適切か。」及び「本件ブロック会の代表者が参加していないにもかかわらず、その補助金が支出されているか。」の2点を争点として検証する。

#### (1) 本件補助金の算定方法等について

本件補助金の算定方法については、令和4年度の本件要項の記載によれば、7,000円×地区長の人数とされているのみであるが、監査対象機関からは、次のような説明があった。

- ア 本件補助金は、監査委員からの補助金交付の目的や対象等が明確ではないとの意見を踏まえ、視察を目的とした調査研修事業では、主な補助対象経費を土浦から視察先までの移動に係る旅費とし、その上限は参加者一人当たり7,000円とした。
- イ 移動手段について制限はなく、旅費の算出の根拠を明確にするため、貸し切りバス等で移動した場合であっても、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の旅費をインターネットの路線図情報によって計算し、領収書に代えて、視察研修先での集合写真によって、現地へ行ったことを確認するもので、具体的には土浦駅から視察先までの電車や路線バス等の公共交通機関を使用した経路を計算し、往復で7,000円以上の旅費がかかった時には、一人当たり7,000円を補助の上限の金額として算出する。
- ウ 調査研修事業の実施に当たり、地区の役員等がバスに同乗して参加しても、補助金額の算出については、参加した人数を基本とし、地区長以外の参加についてはブロック会の自主性に委ねる。

本件要項からは、本件補助金の対象となる経費が明確ではないものの、監査対象機関の説明によれば、視察を目的とした調査研修事業では、土浦から視察先までの電車や路線バス等の公共交通機関を使用した経路を計算し、往復で7,000円以上の旅費がかかった時には、一人当たり7,000円を補助の上限の金額として算出するもので、その対象者は、地区長に限らないものであることが分かる。

また、監査対象機関は、補助金の審査概要に関する説明で『「研修参加者19名の旅費相当分105,000円（＝補助申請額）」と交通費の内訳を記載したが、本来であれば、補助対象経費が交通費9,660円掛ける19名の合計183,540円、補助金額の上限が一人当たりの旅費の上限7,000円掛ける19名の合計133,000円であり、実績額の105,000円はその範囲内であることから審査は適性であると判断したと記載すべきだった』及び『地区長連合会から提出された実績報告書で補助実績額が105,000円となっていることについて、市では旅費の補助対象となる参加者人数を制限していないが、地区長連合会では補助金を各ブロックへ公平に分配するために、7,000円掛ける地区長の人数をブロックごとの上限として按分しているため、当該事業について、実績額を7,000円掛ける15名の合計105,000円として、実績報告書が提出さ

れた』と説明しており、参加人数全員（地区長以外も含む。）の旅費の合計（一人当たりの上限を7,000円とする。）と地区長連合会が各ブロックに公平に分配し、本件ブロック会に割り当てられた額を比較し、額が少ない方を交付額としていることが分かった。

## （2）地区長以外の参加者4人分の補助金が支出されていることが適切かについて

請求人は、措置請求書で「土浦市地区長設置規則に基づき市長が委嘱した真鍋ブロック地区の地区長は総数が15名であるから、調査研修に参加した19名のうち4名は本件ブロック会に所属する地区長に該当しないことが明らかで、当然、補助金の対象ではない」と主張しているが、監査対象機関の説明によれば、「補助金額の算出については、参加した人数を基本とし、地区長以外の参加についてはブロック会の自主性に委ねる」としており、請求人は、地区長以外の参加者が本件補助金の交付対象ではないと主張しているが監査対象機関は、地区長以外の参加者も含む参加者の人数を補助金額の算出基礎としていることから、本件補助金の交付対象に地区長以外の参加者を認めるか否かが問題となる。

請求人は、地区長しか本件補助金の交付対象にならないことについて、その理由を述べていないが監査対象機関が定めたルールが違法であると評価されるのは、法に反し、公益上の必要がないものに補助をした場合が想定されるため、本件補助金がそのような想定に該当するか検討する。

平成30年8月2日大阪地方裁判所判決（平成29年（行ウ）158号）では、「法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しているところ、地方公共団体の長は、地方自治の本旨の理念に沿って、住民の福祉の増進を図るために地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体の執行機関として、住民の多様な意見及び利益を勘案し、補助の要否についての決定を行うものであり、その決定は、事柄の性質上、諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものとして地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。他方で、同条が公益上の必要性を要件とした趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付決定は違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要である」とされ、補助金の交付は、公益上の必要性があることを要件とし、補助をしないかの決定は地方公共団体の長の裁量に委ねられ、裁量権の逸脱又はその濫用があったときは、違法と評価されるものであると解される。

本件補助金については、請求人から令和4年8月23日付けで受けた住民監査請求にお

いて、本件補助金の交付の差止めを求められ、監査を行い、当該請求を棄却し、本件補助金を交付することに問題がないと判断しており、本件補助金には、事業の目的等から公益上の必要性があることに疑いはないところではあるが、改めて確認してみると、本件要項によれば、「地区長連合会の円滑な運営及び地区長連合会が行う地域の活性化、地域の福祉の向上、地域の安全確保その他の地域課題に関する調査研究に係る事業を支援することにより、住民自治の向上及び住民の福祉の増進を図るため」とされ、本件補助金は、地区長連合会が行う地域課題に関する調査研究に係る事業によって住民自治の向上及び住民の福祉の増進を図ることを目的として交付されるものであり、地区長以外の地区の役員等が参加することでその目的が果たせなくなるということは考え難く、当該事業の参加者を地区長に限定しなければならない事情があるとは言えないことから、地区長以外の参加者を本件補助金の交付対象としたことに市長の裁量権の逸脱又はその濫用はないと認められるため、請求人の地区長以外の参加者が本件補助金の交付対象ではないとの主張は採用できず、地区長以外の参加者4人分の補助金を支出したことは妥当であると判断した。

(3) 本件ブロック会の代表者が参加していないにもかかわらず、その補助金が支出されているかについて

請求人は、「本件ブロック会の代表地区長が参加したかと確認のための情報公開請求を行ったところ、本件請求に係る公文書を保有していないとして公開されず、提出された実績報告書の参加者名簿に、代表地区長1名の記載がもともとなかったということになり、5人の人は、本件ブロック会地区長以外の人であった」と主張し、情報公開請求によって本件ブロック会の代表地区長の氏名が参加者名簿で公開されないことをもって、地区長である本件ブロック会の代表地区長の参加を疑い、その代わりに地区長以外の人に参加し、その地区長以外の人を補助対象としたことを問題としているものであるが、既に判断したとおり、本件補助金の補助対象を地区長に限る理由はないので、請求人の主張は、採用できない。

## 2 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないことから、本件請求を棄却する。

## 第8 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

監査対象機関が何を補助対象として補助金を交付しようとしているかについては、今回



の監査を通じて理解できたものの、市は、補助金額の確定に当たり、どのような経過で補助対象経費を積算したか、決裁文書から明らかでなく、関係人調査で地区長を補助対象として補助金を算定するとしながら、その後提出した文書では、地区長以外も補助対象とするとしたのでは、補助金の交付対象でない人のために補助金を使用したと誤解されるのも当然である。

補助金額の確定の決裁文書には、補助対象が誰で、どのように補助対象経費を積算し、補助金額を確定したかきちんと記録しておくべきであるし、関係人調査で誤った説明をしてしまうほど分かりにくいルールでは、適正な予算の執行を期待できるわけもないため、補助金の交付基準やマニュアル等を整備し、補助金の交付相手方も含めて、補助金交付のルールを共有できるようにされたい。